

指標等の新設・見直しについて

現行指標

新設・見直しを行う指標等

中目標1

食料の安定供給の確保（食料）

政策分野				
施策				
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
1 食の安全と消費者の信頼の確保【消費・安全局（食料産業局、生産局）】				
(1) 食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大				
① 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された許容摂取量を超えないレベルに抑制	(ア) カドミウムの暫定摂取許容量	7μg/kg体重/週	許容摂取量未滿 (各年)	許容摂取量未滿 (7μg/kg体重/ 週)
	(イ) ダイオキシン類の暫定摂取許容量	4pg-TEQ/kg体重/日	許容摂取量未滿 (各年)	許容摂取量未滿 (4pg-TEQ/ kg体重/日)
② フードチェーンにおける安全管理の取組の強化	(ア-1) GAP導入産地数	1,572産地 (20)	3,000産地 (27)	2,240産地 (22)
	(ア-2) うち、ガイドライン(22年4月策定)に則したGAP導入産地数	—	1,600産地 (27)	—
	(イ) 中小規模層（年間販売金額1億円～50億円）の食品製造事業者におけるHACCP導入率	16% (18)	50% (24)	42%
	(ウ) 生産者等における食品の入出荷記録の保存の取組率	—	100% (27)	50%
(2) 食品に対する消費者の信頼の確保				
① 食品表示の遵守状況の確実な改善	(ア) 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率	15.2% (21)	10%以下 (25)	10%以下
	(イ) 加工食品の義務表示事項の不適正表示率	18.1% (21)	10%以下 (25)	10%以下

政策分野				
施策				
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
2. 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 [生産局（食料安全保障課、消費・安全局、食料産業局）]				
(1) 農業と国民との結び付きの強化				
① 生産数量目標の達成に向けた 国産農畜産物の消費喚起及び 供給拡大	(ア) フード・アクション・ニッポンにお ける推進パートナー数	3,458社 (22.6)	6,000社 (23)	6,000社
	(イ) 朝ごはんの摂取促進等を通じた米 の消費拡大（一人当たりの米消費量 の増減率）	59kg (20)	62kg (32)	前年度増減率 と同等以上 (22)
	(ウ) 日本型食生活の実践に取り組む人 の割合	17% (21)	27% (27)	19%
	(エ) 米粉用米等の生産製造連携事業 計画の認定数	28件 (21)	100件 (24)	76件
	(オ) パン・中華めん用小麦品種の作付 シェア	7% (20)	19% (32)	9%
	(カ) 大豆の単収向上技術（300A技術 等）の導入面積	約21,000ha (20)	59,000ha (32)	34,000ha
	(キ) 加工・業務向け指定野菜（ばれい しょを除く）の出荷量	815千t (20)	1,327千t (32)	902千t (22)
	(ク) 野菜の市場入荷量の変動の抑制 （変動係数）	1.8% (17)	1.6%以下 (27)	1.7% (22)
	(ケ) 消費者ニーズの高い優良果実の 供給拡大（優良品目・品種への 転換割合）	0% (20)	3% (26)	1.2%
	(コ) 国産花きの産出額	4,012億円 (20)	4,052億円 (27)	4,023億円 (22)
	(サ) チーズ向け生乳の生産量	44万t (21)	86万t (32)	60万t
	(シ) 国産牛肉 豚肉 鶏肉 の生産量	52万ト 126万ト 138万ト (20)	生産水準の維持 (各年)	52万ト 126万ト 138万ト
	(ス) 鶏卵価格の安定化 （鶏卵価格の変動幅）	±27.5% (16-21年平均)	±25%以内 (各年)	±25%以内
(2) 地産地消の推進				
① 地産地消推進の核となる直売 所の運営・販売力の強化	(ア) 年間販売額1億円以上の通年営業 の直売所の割合	16% (18)	50% (32)	26% (22)

見直し 国産食肉の生産量については、需要や育成状況に加え、過去の出生頭数等にも影響されることから、「おおむね有効」の範囲を基準値から過去数年間の標準偏差の範囲とする等、達成度合の判定方法を見直し

※ 第三者委員会における御意見「過去の出生頭数が、後年の牛肉の生産量に影響を与えるのであれば、これを踏まえて目標を設定すべき」を踏まえた見直し

目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
② 学校給食における 地場産物の利用の促進	(ア) 学校給食における地場産物 を使用する割合	25% (22)	30% (27)	- (22)

※ 第2次食育推進基本計画（平成22年3月）を踏まえた新設

3. 食品産業の持続的な発展 【食料産業局】

(1) フードチェーンにおける連携した取組の推進

① フードチェーンの適切な機能の発揮	(ア) 農工商等連携事業の計画認定数	370件 (21)	500件 (24)	457件
	(イ) 外食・中食事業者と農業者の連携による商談・成約件数	6件 (成約分のみ) (21)	50件/年 (23)	50件/年
	(ウ) 1中央卸売市場当たりの取扱金額(下降傾向にある取扱金額を維持)	557億円 (20)	557億円 (26)	557億円
	(エ) 食料品の買い物が困難・不便な住民に対して対策がとられている市区町村の割合	—	前年度より増加 (各年)	—

指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
(イ) 食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数	6件 (21)	70件/年	70件

※ 「外食・中食事業者」を「食品関連事業者」と対象範囲を拡大したため、目標値を見直し

(2) 国内市場の活性化

① 食品産業の国内生産額の維持	(ア) 食品産業の国内生産額の維持(対前年度減少率)	1.2% (過去5年 (15-19)平均)	0% (26)	0.5%未満 (21)
	(イ) 地域農工商等連携促進対策事業に参画し、商品開発に取り組んだ食品製造企業の製品出荷額	—	前年度より増加 (各年)	—
② 食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化	(ア) 中小食品関係事業者における企業行動規範の策定割合	72% (21)	80% (24)	77%
	(イ) 食品製造業の中小企業に係るCO2排出量	477万トンCO2 (19)	382万トンCO2 (24)	401万トンCO2
	(ウ) 食品産業CO2削減促進対策事業の研修会参加企業におけるCO2削減の計画づくり及び具体的実践の取組割合	—	50%以上 (22)	—

指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
(イ) 6次産業の市場規模	1兆円 (22)	3兆円 (27)	—

※ 「地域農工商連携促進対策事業」が平成22年度で終期を迎えたため、見直し

指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
(ウ) 食品事業者環境対策推進支援事業の研修会参加企業におけるCO2削減の計画づくり及び具体的実践の取組割合	—	50%以上 (各年)	50%以上

※ 指標(イ)において設定した目標値については、東日本大震災の影響により、目標値の妥当性の検証及び必要に応じた見直しを検討していることから、引き続き、本指標を用いて評価するため、目標年度を見直し

(3) 海外展開による事業基盤の強化

① アジアにおける我が国食品産業の活動規模拡大	(ア) アジアにおける我が国食品産業の現地法人の活動規模(売上高)	1.20兆円 (20)	2兆円 (32)	1.35兆円 (22)
	(イ) アジアにおける我が国食品産業の現地法人数	612法人 (21)	800法人 (32)	639法人

中目標2

農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）

政策分野				
施策				
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
5. 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 【経営局（生産局）】				
(1) 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保				
① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保	(ア) 農地面積のうち販売農家が担う面積の割合	70.5% (21)	7割程度 (32)	70.2%
	(イ) 農地面積のうち法人経営が担う面積の割合	2.5% (17)	1割程度 (32)	5.1%
	(ウ) 農地面積のうち集落営農が担う面積の割合	10.7% (21)	2割程度 (32)	12.0%
(2) 人材の育成・確保等				
① 新規就農青年の増加	(ア) 新規就農青年(39歳以下)数 (うち雇用就農者数)	14千人/年 (6千人/年) (20)	15千人/年 (7千人程度/年) (27)	14.8千人/年 (6.3千人/年)
② 若手女性基幹的農業従事者がいる全ての農家での家族経営協定締結の推進を通じて女性の農業経営への参画を促進	(ア) 家族経営協定の締結件数	4万件 (19)	7万件 (32)	4.9万件
③ 女性農業委員や農業協同組合における女性役員の登用の増加	(ア) 農業委員、農協役員において女性が登用されていない組織数	農業委員会 890 (20) 農協 535 (19)	女性が登用されていない組織を解消 (25)	改選等のある全ての組織で女性を登用
④ 農作業死亡事故件数を減少	(ア) 農作業死亡事故件数	394件 (11～20平均)	354件以下 (25)	394件未満 (22)
(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化				
① 農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化	(ア) 農業総産出額に対する日本政策金融公庫資金（農業経営向け）の貸付残高指数	12% (20)	12% (各年)	12%
	(イ) スーパーL資金等の借入手続きの所要日数が45日以内となる割合	94% (22)	100% (各年)	100%
(4) 農業災害による損失の補填				
① 共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営安定	(ア) 水稲、麦については、共済金が年内に支払われた農家数の割合	100% (21)	100% (各年)	100%
	(イ) その他の品目については、評価対象事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合	100% (21)	100% (各年)	100%

6. 優良農地の確保と有効利用の促進 【経営局（農村振興局）】

(1) 計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化				
① 農用地区域内農地面積の確保	(ア) 農用地区域内農地面積の増加	—	8万ha増加 (22-32)	4千ha増加
(2) 耕作放棄地対策の推進				
① 農用地区域における荒廃した耕作放棄地の解消	(ア) 荒廃した耕作放棄地の解消面積	—	10万ha (22-32)	6千ha
(3) 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進				
① H32年までに農地面積の8割程度を販売農家、法人経営に集積	(ア) 農地利用集積円滑化事業による集積面積	0ha/年 (21)	2万ha/年 (25)	1.7万ha
	(イ) 農業生産基盤整備地区における意欲ある多様な農業者への農地集積率	約23% (20)	70%以上 (27)	63%

指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
(ア) 農地利用集積円滑化事業による集積面積	0ha/年 (21)	5万ha/年 (27)	5万ha

見直し ※ 平成22年度は農地利用集積事業を実施していたが、当該事業を平成22年度限りで廃止し、平成23年度からは、新たに農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算を実施しているため、目標値を上方へ見直し

7. 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 【農村振興局】

(1) 農業水利施設の安定的な用排水機能等の確保				
① 急速に劣化が進行する基幹的農業用排水施設を対象に機能診断を実施	(ア) 急速に劣化が進行する基幹的農業用排水施設の機能診断済み割合	32% (21)	約6割 (27)	43%
(2) 良好な営農条件を備えた農地の確保				
① 水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上	(ア) 基盤整備を実施した農地における耕地利用率	92% (20)	108%以上 (27)	105%
	(イ) 排水対策を実施した水田における麦・大豆の作付率	9% (20)	17%以上 (27)	15.1%

8. 持続可能な農業生産を支える取組の推進 【生産局】

(1) 環境保全効果の高い営農活動の促進				
① 環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加	(ア) エコファーマー累積新規認定件数	221,102件 (21)	340,000件 (26)	269,000件
	(イ) 環境負荷軽減に取り組む酪農家戸数	7,158戸 (21)	16,200戸 (27)	10,200戸
	(ウ) 化学肥料の使用量の低減	1,317,137 純成分トン (19)	1,303,400 純成分トン (24)	1,311,700 純成分ト (21)
(2) 有機農業の取組の拡大				
① 有機農業により生産される農産物の消費喚起及び利用拡大	(ア) 有機JAS認定農産物の生産量	53,446トン (19)	50%増加 (26)	110.1% (59,106ト) (22)

指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
(イ) 酪農経営の苦情（悪臭、水質汚濁）発生割合	2.9% (18-22年 5中3平均)	2.5% (27)	2.82%

見直し ※ 平成22年度実施政策の評価結果及び第三者委員会における御意見「酪農家戸数の減少を踏まえた指標の見直しが必要」を踏まえた見直し

中目標3

農村の振興（産業、農村機能）

政策分野

施策

目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
----	----	----------------	-------------	-------------

9. 農業・農村における6次産業化の推進 [食料産業局（経営局、農村振興局）]

(1) 農業者による加工・販売分野への進出等の取組の促進

① 農村地域における雇用と所得の確保	(ア) 農業者の経営の多角化による雇用数、事業収入	[雇用数] - [事業収入] -	前年度より増加 (各年)	-
	(イ) 六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定数	-	1,000件 (27)	-
	(ウ) 農工商等連携事業の計画認定数	370件 (21)	500件 (24)	457件
	(エ) 地域農工商等連携促進対策事業に参画し、商品開発に取り組んだ食品製造企業の製品出荷額	-	前年度より増加 (各年)	-
	(オ) 地域ブランドの取組主体数	135件 (21)	276件 (28)	175件
	(カ) 農林水産物・食品の輸出額	4,454億円 (21)	1兆円水準 (29)	-
	(キ) 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	2.7年 (21)	2.3年 (26)	2.54年

指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
(エ) 6次産業の市場規模	1兆円 (22)	3兆円 (27)	-

※ 「地域農工商連携促進対策事業」が平成22年度で終期を迎えたため、見直し

(2) 農村に由来する資源の活用促進

① 農村に由来する資源を活用した新産業の創出	(ア) ハイオマスタウン構想を公表した市町村数	90地区 (18)	300地区 (22)	-
	(イ) 国産バイオ燃料の生産量	-	50,000kl (23)	50,000kl
	(ウ) 農村における再生可能エネルギー利活用施設の事業化規模	0万kwh (20年)	4,000万kwh/年 (25年)	2,656万kwh/年
	(エ) 素材・エネルギー・医薬品等の分野における事業化共同体（コンソーシアム）の組成数	-	前年度より増加 (各年)	前年度より増加

廃止 目標年度を迎えたため、廃止。なお、現在、バイオマス活用推進基本計画（22年12月）に基づくロードマップを作成しており、このロードマップを踏まえ、今後、新たな指標を設定する予定

指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
○ 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合	9% (2009)	20% (2020初頭)	-

※ 原発事故を契機として、農山漁村に賦存するエネルギー源を活用した再生可能エネルギーの導入促進の必要性が求められているため、見直し

指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
○ 六次産業化法に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定数	-	10件/年	10件

※ 六次産業化法に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定数を指標として活用することが可能となったため、見直し

--	--	--	--	--

	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
新設	○ 新事業創出に携わる人材の育成数	—	480人 (26年)	60人

※ 農林水産業・農山漁村に由来する資源を活用した新産業の創出に向けて、不可欠な新技術の発掘から実用化までを先導できる人材が不足していることから新設

	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
新設	○ 地域食材を5割以上活用した創作料理の売上高	—	6.8億円 (27年)	—

※ 地域の食材を5割以上活用した創作料理に係る取組は、観光客の増加等地域の農林水産業・農山漁村の活性化・高付加価値化につながることから新設

10. 都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興 【農村振興局】

(1) 都市と農村の交流等				
① 国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化	(ア) グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数	848万人 (21)	1,050万人 (32)	885万人
(2) 都市及びその周辺の地域における農業の振興				
① 都市住民に対する都市農業の理解の促進	(ア) 都市的領域における市民農園の区画数	13.2万区画 (20)	16万区画 (32)	14.1千区画

	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
見直し	(ア) 都市的領域における市民農園の区画数	14.7万区画 (22)	15.8万区画 (25)	15.1万区画

※1 22年度実績値が25年度目標値を達成したため、目標値及び年度ごとの目標値を上方へ見直し
 ※2 現在、「都市農業の振興に関する検討会」を立ち上げ、都市農業の振興施策の在り方を検討しているところであり、この検討を踏まえ、今後、指標等を見直す予定

11. 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全 【農村振興局（生産局）】

(1) 農村コミュニティの維持・再生				
① 農村部における人口の社会減の抑制	(ア) 平地農業地域の人口の社会減	-0.55% (32) <small>(各年度毎に基準値を設定)</small>	-0.52% (32)	-0.32% [基準値]-0.33%
	(イ) 中山間農業地域の人口の社会減	-0.76% (32) <small>(各年度毎に基準値を設定)</small>	-0.72% (32)	-0.55% [基準値]-0.56%
(2) 中山間地域等直接支払制度				
① 中山間地域等の農用地面積の減少を防止	(ア) 中山間地域等の農用地面積	—	7.7万haの減少を防止 (26)	7.7万ha

政策分野				
施策				
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
(3) 農地・水・環境保全向上対策				
① 「農地・農業用水等の安全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数」の増加	(ア) 農地・農業用水等の安全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数	2.0万地域 (21)	3.0万地域 (24)	2.9万地域
	(イ) 農地・農業用水等の安全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う参加者数	192万人・団体 (21)	220万人・団体 (24)	214万人・団体
(4) 快適で安全・安心な農村の暮らしの実現				
① 農業集落排水事業による生活排水処理人口の増加	(ア) 農業集落排水事業による生活排水処理人口	356万人 (20)	400万人 (27)	384万人
② 浸水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農用地を減少【社会資本整備重点計画の目標と運動】	(ア) 浸水被害等が発生するおそれのある農用地面積	—	10万ha減少 (27)	2万ha
	(イ) 津波・高潮被害が発生するおそれのある農用地面積	2.25万ha (19)	1.15万ha (24)	1.37万ha
	(ウ) 地震時に被害が発生するおそれのある農用地面積	6,800ha (19)	5,500ha (24)	5,800ha
	(エ) 老朽化対策が実施されている施設の割合	73.5% (19)	77.3% (24)	76.5%
	(オ) 海辺の再生の割合	30% (19)	48% (24)	42%
	(カ) ハザードマップを作成・公表し防災訓練等を実施した市町村の割合	約6割 (19)	約8割 (24)	—
(5) 鳥獣被害対策の推進				
① 鳥獣による農作物の被害の軽減	(ア) 鳥獣による農作物の被害金額	213億円 (21)	192億円 (24)	—
	(イ) 鳥獣による被害が報告されている市町村数のうち被害防止計画の作成市町村数	889/1,452 (61%) (21)	約8割 (24)	980/1,452 (67%) (22)

現在、新たな土地改良長期計画や社会資本整備重点計画の検討を行っており、これらの計画を踏まえ、今後、指標等を見直す予定

中目標4

森林の有する多面的機能の発揮と
林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野				
施策				
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
12. 森林の有する多面的機能の発揮 [林野庁]				
(1) 多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進				
① 水土保全機能の維持向上	(ア) 育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合	71% (20)	78.68% (25)	75.48%
② 森林の多様性の確保	(ア) 多様な樹種や階層からなる森林への誘導面積	—	7.2万ha (21-25)	3.96万ha
③ 森林資源の循環利用	(ア) 木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量	10億5千万m ³ (20)	12億1千万m ³ (25)	11億5千万m ³
(2) 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進				
① 事業目的の達成度について、相手国の関係者を対象としたアンケート調査結果を一定以上とする	(ア) 相手国の関係者を対象とした事業内容に係る意識調査	—	平均値3.5 (各年)	平均値3.5
(3) 山地災害等の防止				
① 防災上特に緊急性、必要性の高い集落における周辺の森林の山地災害防止機能等の確保	(ア) 森林の山地災害防止機能等が確保される集落数	52千集落 (20)	56千集落 (25)	54.3千集落
② 海岸林・防風林等の延長7,300kmの機能を維持	(ア) 機能が低下した海岸林・防風林等の回復率	—	100% (各年)	100%
(4) 森林病害虫等の被害の防止				
① 保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制	(ア) 保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合	—	100% (各年)	100%
	(イ) 新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合	—	100% (各年)	100%
② 高緯度・高標高の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率を、当該年度の全国の保全すべき松林における被害率の平均値以下に減少	(ア) 全国の保全すべき松林における被害率に対する高緯度・高標高の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率の割合	—	100% (各年)	100%

政策分野				
施策				
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
(5) 国民参加の森林（もり）づくりと森林の多様な利用の推進				
① 森林（もり）づくり活動への年間延べ参加者数の増加	(ア) 森林（もり）づくり活動への年間延べ参加者数	120万人 (21)	170万人 (24)	—
	a. 企業による森林（もり）づくり実施箇所数	—	対前年増	対前年(22年度: 803箇所)より増加
	b. 里山林の保全・整備・利用に取り組む団体数	—	対前年増	対前年(22年度: 1,934団体)より増加
	c. 森林づくり活動支援組織（森づくりコミッション）数	—	対前年増	対前年(22年度: 25組織)より増加
(6) 山村地域の活性化				
① 新規定住者数及び交流人口の維持向上等による山村地域の活性化	(ア) 全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、①新規定住者数、②交流人口、③地域産物等販売額の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合（前年度比）	—	100%以上 (各年)	100%以上
	(イ) 森林資源を積極的に利用している流域の数	30流域 (20)	80流域 (25)	60流域
13. 林業の持続的かつ健全な発展 【林野庁】				
(1) 望ましい林業構造の確立				
① 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業者による事業量のシェアの増加	(ア) 素材生産量	48% (17)	60% (27)	—
	(イ) 造林・保育面積	58% (17)	70% (27)	—
② 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業者数の増加	(ア) 林業経営体・事業者数	2,200 (17)	2,600 (27)	—
上記の目標①及び目標②に係る指標については、農林業センサスにより実績値を把握することとしているため、農林業センサスが実施されない年は、右記の指標により総合的に評価を行う。	a. 素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材）	4.37m ³ /人日 (20)	前年度より増加	前年度より増加
		17,587千m ³ (21)	前年度より増加	前年度より増加
	b. 高性能林業機械の導入台数	3,802台 (20)	前年度より増加	前年度より増加
	c. 森林組合に占める中核組合の割合	42% (20)	前年度より増加	前年度より増加
	d. 森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）	2,335千ha (20)	前年度より増加	前年度より増加

見直し	施策	(1) 望ましい林業構造の確立とそれを担う人材の育成・確保			
	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
① 施業集約化等の推進	(ア) 森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）	2,532千ha (21)	前年度より増加 (各年)	前年度 (21年度: 2,532千ha) より増加	
	② 人材の育成・確保	(ア) 准フォレスターの育成人数	0人 (22)	1,500人 (27)	420人
		(イ) 森林施業プランナーの育成人数	1,697人 (22)	2,100人 (23)	2,100人
③ 林業労働安全の向上	(ウ) フォレストマネージャー等の育成人数	151人 (22)	5,000人 (32)	451人	
	(ア) 林業労働死亡者数	50人 (19)	35人以下 (27)	42人以下	

※ 森林・林業基本計画（平成23年7月）を踏まえ、施策、目標及び指標等を見直し

14. 林産物の供給及び利用の確保 【林野庁】				
(1) 木材産業等の健全な発展及び産物の利用の促進				
① 国産材の供給・利用量の拡大	(ア) 国産材の供給・利用量	17,333千m ³ (16)	23,000千m ³ (27)	18,929千m ³
	(イ) 公共建築物の木造率	7.5% (20)	24% (27)	10.5% (22)
	(ウ) 木質バイオマス利用量 (間伐材等由来)	31.5万m ³ (21)	300万m ³ (27)	67万m ³
	(エ) 国内で合法性証明に取り組む 林業・木材事業者数	7,661 (21)	8,500 (27)	7,941
	(オ) 「木づかい運動」への参加団体数	243 (21)	400 (27)	295

指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
見直し (ア) 国産材の供給・利用量	18,274千m ³ (21)	28,000千m ³ (27)	19,272千m ³

※ 森林・林業基本計画（平成23年7月）を踏まえ、目標値及び年度ごとの目標値を見直し

中目標5

水産物の安定供給と水産業の健全な発展

政策分野				
施策				
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
15. 水産資源の回復 [水産庁]				
(1) 低位水準にとどまっている水産資源の管理・回復				
① 資源管理・回復の着実な実施	(ア) 中位又は高位水準の魚種の比率	56% (21)	対前年増又は同数	対前年増又は同数
② 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合の増加	(ア) 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合	63.5% (18)	80% (23)	80.00%
③ 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保	(ア) 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量	1,796千ト (18)	1,837千ト (23)	1,837千トン
(2) 国際的な資源管理の推進				
① 国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大	(ア) 国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数	[魚種]81魚種 (21)	対前年増又は同数	対前年 (22年度:87魚種) 増又は同数
		[協定数] 51協定 (21)	対前年増又は同数	対前年 (22年度:52協定) 増又は同数
16. 漁業経営の安定 [水産庁]				
(1) 国際競争力のある経営体の育成・確保				
① 新規漁業事業者の確保	(ア) 新規漁業事業者数	1,500人 (15)	1,500人 (各年)	1,500人
② 多様な漁業経営の確保・安定	(ア) 漁業所得補償制度加入漁業者による漁業生産の割合	—	70% (23)	70%
(2) 漁業協同組合系統組織の基盤強化				
① 漁業協同組合系統組織の基盤強化(沿海地区漁協の繰越損失金の解消)	(ア) 要改善漁協数	93組合 (21)	79組合 (23)	79組合
17. 漁村の健全な発展 [水産庁]				
(1) 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮				
① 漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供	(ア) 漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供量	— (18)	14.5万ト (23)	11.2万ト (22)
② 高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合向上	(ア) 高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合	23% (16)	50% (23)	50%

	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	23年度 目標値
見直し	(ア) 中位又は高位水準の魚種の比率	48.6% (17~21年度 平均)	直近5カ年の 平均値 より増大	直近5カ年 (18~22年度) の 平均値(50.6%) より増大

※ 我が国全体の資源水準のトレンドを反映した達成度合の判断基準にするため、見直し

③ 漁業集落排水処理を行うこと としている漁村の処理人口比率 の向上	(ア) 漁業集落排水処理を行うこと としている漁村の処理人口比率	35% (16)	約60% (23)	概ね60%
④ 津波・高潮及び地震による 災害から一定の安全性が確保 されていない漁村等の面積 削減、老朽化対策の推進、 水辺の再生、ハザードマップ の作成支援等の推進【社会 資本整備重点計画の目標と 運動】	(ア) 地震時に河川、海岸堤防等の防護 施設の崩壊による水害が発生する おそれのある地域の面積	約58ha (19)	約28ha (24)	約34ha
	(イ) 津波・高潮による災害から一定の 水準の安全性が確保されていない 地域の面積	約5,0千ha (19)	約4,0千ha (24)	約4.2千ha
	(ウ) 水辺の再生の割合	約21% (19)	約40% (24)	約35%
	(エ) 総合的な土砂管理に基づき土砂の 流れが改善された数	0 (19)	5 (24)	—
	(オ) 老朽化対策が実施されている海岸 保全施設の割合	約52% (19)	約57% (24)	54.4%
	(カ) ハザードマップを作成・公表し、 防災訓練を実施した市町村の割合	約6割 (19)	約8割 (24)	—
(2) 消費者ニーズに対応した水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開				
① 消費地と産地の価格比の縮減	(ア) 消費地と産地の価格比	3.98 (18)	3.78 (23)	3.78
② 水産業の6次産業化	(ア) 漁業協同組合が運営する水産物 直売所数	298カ所 (20)	330カ所 (25)	316カ所
	(イ) 個人経営体の漁労外事業収入 (水産加工、直販等)	293千円 (20)	348千円 (25)	315千円 (22)

現在、漁港漁場整備長期計画や社会資本整備重点計画の検討を行っており、これらの計画を踏まえ、今後、指標等を見直す予定